

沿岸広域振興局長告示第20号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和6年3月29日

沿岸広域振興局長 工 藤 直 樹

介護予防訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372900126	社会福祉法人大槌町社会福祉協議会	大槌町社協指定訪問入浴介護事業所	上閉伊郡大槌町大槌第12地割71番地2	令和6年4月1日